

令和7年12月3日会
教 育 課 程 部 会
不登校児童生徒に係る特別の
教育課程ワーキンググループ
資 料 1

不登校児童生徒に係る 特別の教育課程の教育活動等 について



ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和7年10月7日
不登校児童生徒に係る
特別の教育課程WG
特資料1を踏まえ作成

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

本日の議論

③特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

- 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱い等をどのようにすべきか

(論点整理における記載)

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）
- 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配意しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

（具体的論点）

- 特別の教育課程で実施される具体的な教育活動の整理（「学びの多様化学校」の教育活動を参考としつつ、校内外教育支援センター等の実態を考慮）
(例) 課題プリントを活用した個別学習、部分的な下位学年・下位学校種の学習、原籍級からの授業配信、ソーシャルスキルトレーニング等
- 上記の具体的な教育活動の各教科等の目標や内容における位置付けに係る考え方や留意点、授業時数の取扱い
- 具体的な検討・実施プロセス（学校等における検討・判断、教育支援センターと連携した個別の指導計画の作成等）
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法（その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することに留意）

【各回共通して抑えておくべき論点】

①制度構築の基本となる考え方や留意点

【前回議論】

②対象となる児童生徒

【今後議論】

④特別の教育課程が実施される場所・体制

⑤学習評価等

I. 特別の教育課程の位置付け

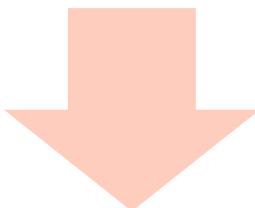
【新たな仕組みを検討するにあたっての前提】

- ① 第2回WGで確認したとおり、本特例は、「学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続いている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げる」ためのものであり、特例の対象とするかの判断に当たっては、外的的な状況のみならず、総合的に状態を把握しつつ柔軟に判断する必要がある。

- ② また、対象児童生徒の学びに向かう気持ちや頑張りを維持・向上するためには、不登校児童生徒の状態を十分に踏まえて指導方針や学習内容・学習環境を柔軟に調整できるような制度設計とすることが必要。

※なお、論点整理や第2回WGで示されているとおり、本特例は「不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合」も対象となり得る方向で検討を行っているが、その趣旨は、出欠の多寡だけで一律に対象範囲を判断せず、総合的に状態を把握したうえで判断するというものである。従って、不登校ではない又は不登校傾向がない児童生徒であって、単に、特定の授業の学習に遅れが生じているケース等は、本特例の対象とはならず、引き続き、通常の教育課程の中で対応すべきものであることに留意

- ③ さらに、学校教育法施行規則では、年間の標準総授業時数や各教科等の標準授業時数が定められており、年度当初の計画段階では、これらの時数を確保することが前提となっているものの、本特例では、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていない実態を踏まえた制度設計とすることが必要



対象となる教育活動等の考え方に関する論点と方向性

【対象となる教育活動の考え方】

- 校内外教育支援センター（以下「支援センター」という。）における教育活動は、以下のとおり様々である。
 - ① 各教科等に該当する教育活動（下学年等の学び直しを含む）
 - ② 各教科等には該当しない児童生徒の実態に応じた教育活動
 - ③ オンライン配信などによる原籍級の授業への参加
 - ④ ①～③に該当しない、いわゆる「居場所機能」を活用した事実上の活動

※ 学びの多様化学校では、上記①や②の教育活動について、各教科等の内容を精選したり、「新設教科」として設定するなどして、特別の教育課程を実施
- 上記の実態を踏まえると、特別の教育課程での教育活動は、大きく分けて、以下の2つに分類して検討することが適当ではないか。
 - (A) 各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動（下学年等の学び直しやオンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加を含む）
 - (B) （各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

※「居場所としての機能」については、引き続き、教育課程外での取組と位置づけ、生徒の実態に応じて柔軟に実施する必要。
- その際、不登校児童生徒の心身の状態に応じて、「落ち着いた空間の中で、個別に学習・指導するケース」と「不登校児童生徒同士あるいは原籍級の児童生徒と協働して学ぶケース」のいずれもが想定されることから、本人の意向も十分に踏まえつつ、学習環境を提供することにも留意が必要。

【実施主体、実施場所】

- 本特例は、対象児童生徒の実態に即して実施される教育活動を、教育課程上に位置付けることにより、教育の質の確保や計画的・組織的な支援を促進するものであることから、各学校内又は学校を所管する教育委員会等が管理・運営する施設（支援センター）において、教育課程を責任をもって編成・実施することを基本としてはどうか。
- その上で、実施の主たる場所を支援センターとしつつ、対象児童生徒の状況が変化しやすいことを踏まえ、当該児童生徒が想定通りに支援センターで学ぶことが一時的に困難な場合などに、一定の範囲でオンラインの活用も可能とすることなど、その範囲等をどのようにするかを含め、手引きにおいて具体に整理してはどうか。



対象となる教育活動等の考え方に関する論点と方向性

II. 具体の教育活動のイメージ

- 特別の教育課程で実施する教育活動は、原籍級では学ぶことができない不登校児童生徒の実態に応じた内容とすることが求められるが、具体的には、Iも踏まえ、「補足イメージ①」のような教育活動（（A）各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動、（B）（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動）が想定されるのではないか。

⇒これらの教育活動に係る目標設定や学習の成果に係る成績評価の在り方は、今後、「学習評価等」について議論する際にあわせて検討

＜各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動＞

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
- ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
- ・興味・関心等を踏まえた学習活動等

＜（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動＞

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）ソーシャルスキルトレーニング 等

- 本特例では、必ずしも全ての教科等を実施するのではなく、一部の教科のみであっても、特別の教育課程として実施することができる仕組みとするべきことについても留意が必要ではないか。
- また、各教科等には該当しない「不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動」については、現在検討されている「調整授業時数制度」における、各教科等には該当しないものの、児童生徒の個性や特性、実態に応じた教育活動を実施する「裁量的な時間」との親和性があることを踏まえ、「裁量的な時間」として実施することが考えられるのではないか。
- 「裁量的な時間」では、既存の教科等では対応が難しかった取組を柔軟に実施することで、休み始めの時期・回復期にある児童生徒の学習意欲を高めることも期待できるのではないか。併せて、特例の対象ではない児童生徒と同じ空間で、それぞれの児童生徒が異なる取組を実施しやすい側面もあり、このような「裁量的な時間」の性格は、教室での学びに戻りつつある児童生徒を後押しできるのではないか。こうした「裁量的な時間」の活用は、子供一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程編成を促進する観点からも重要。



対象となる教育活動等の考え方に関する論点と方向性

III. 授業時数

- 対象児童生徒については、不登校に至った背景や理由、必要な支援も様々であることから、制度として一律に授業時数を定めるべきではなく、対象児童生徒の実態を踏まえて、各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるような仕組みとするべきではないか
- 加えて、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていない実態を踏まえた制度設計とする観点から、一定の考え方を整理したうえで、通常の教育課程とは異なる、標準授業時数を下回る柔軟な授業時数を計画段階で設定できる仕組みとし、その中の頑張りや成果を積極的に評価できるようにすべきではないか。
- 具体的には、①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定することとしてはどうか
- ただし、その実施に当たっては、対象児童生徒の状態は変化しやすいことを踏まえ、授業時数や実施内容を状況に応じて適宜調整できることを前提とした、柔軟な運用とするべきではないか（補足イメージ②）

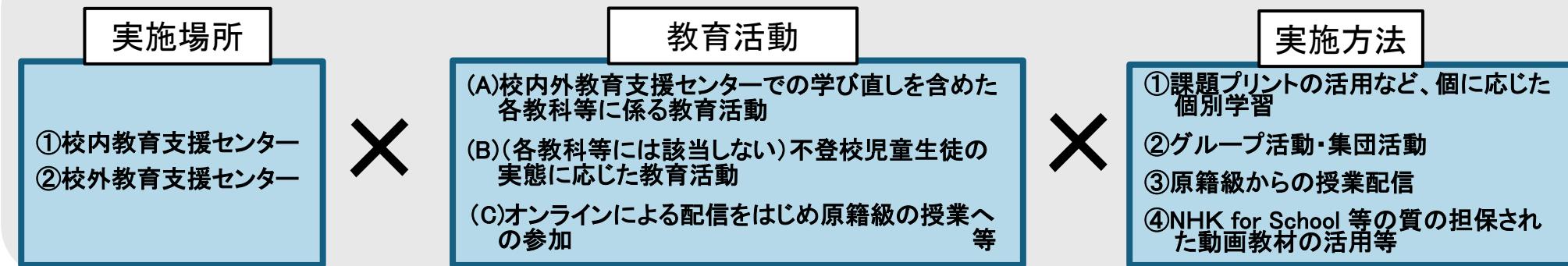
IV. その他

- II・IIIの制度の詳細や実務に係る事項については、「運用の手引き（仮称）」で整理することを想定
- 不登校児童生徒の状況に柔軟に対応する観点から、年度途中からの特別の教育課程の編成・実施や年度途中での特別の教育課程による指導の終了についても、柔軟に対応できる仕組みとするべきではないか。具体については、今後「個別の指導計画」について議論する際にあわせて検討を行う予定
- 現在においても、支援センターで行われている、通常の教育課程の中でも実施が可能な教育活動（課題プリントを活用した個別学習、原籍級からの授業配信等）や、始業時間を遅らせるなどの通学時間帯を柔軟に対応する等の不登校児童生徒の実態に配慮した指導上の工夫等について、特別の教育課程の中でも、柔軟に組み合わせながら取り組むことが必要

特別な教育課程で想定される教育活動（イメージ）

補足イメージ①

校内外教育支援センターでの主な学びのイメージ



校内外教育支援センターにおける特別の教育課程イメージ

特別の教育課程

教育課程外で実施する取組

各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

(各教科等には該当しない)
不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

居場所としての活用

※カウンセリングや進路相談等の教育相談を含む

※主に裁量的な時間の活用を想定

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
 - ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
 - ・興味・関心等を踏まえた学習活動 等
- ※一部教科のみであっても特別の教育課程として実施可能

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）ソーシャルスキルトレーニング 等

※実施方法については、個に応じて柔軟に実施。

授業時数の考え方のイメージ

- 対象児童生徒については、不登校に至った背景や理由、必要な支援も様々であることから、制度として一律に授業時数を定めるべきではなく、対象児童生徒の実態を踏まえて、各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるような仕組みとするべきではないか
- 具体的には、①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定することとしてはどうか
- ただし、その実施に当たっては、対象児童生徒の状態は変化しやすいことを踏まえ、授業時数や実施内容を状況に応じて適宜調整できることを前提とした、柔軟な運用とするべきではないか

①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態

(例)

- 不登校の期間はどの程度か
- 現在、例えば週あたりどのくらいの時間を学習に向かえているか
- 学習の習熟度はどの程度か
- SSR等でどのような学習等に取り組めているか

(具体的なイメージ)

	Aさん	Bさん	…
不登校の期間	3ヶ月	1年	…
出欠状況	週3日（約15コマ）	週2日（約10コマ）	…
実際の学習時間	週で10コマ程度	週で6コマ程度	…
具体的な状況	・一部教科の学習 ・創作活動	学習には向かえないことが多い	…

等

②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方

(例)

- 不登校の期間や時期（休み始め・回復期等）を踏まえ、学びに向かいたい気持ちをどの程度持っているか
- どういった学習や取組を行いたいと考えているか
例：自らの興味・関心や、習熟度に合わせた学習がしたい
集団活動に混ざりたい、そのためのスキルを身につけたい
- 本人や保護者の目標として、どういったペースでの学習を望むか 等



これらを総合的に勘案し、
授業時数を設定

【基本的な授業時数の考え方】

- 現在学習に向かえている時間や本人の意向等を踏まえて、年間の授業時数を設定。
- 本人の状態を踏まえ、柔軟に週単位や日単位の授業時数や内容の見直し。

(例)

- 現在、週2日程度出席することができている児童生徒に対し、本人等の意向を踏まえて、年間約600コマの授業時数（裁量的な時間を含む。）を設定。週3日程度の出席が基本だが、本人の状態等を踏まえて、例えば、ある週は2日程度したり、一日1コマ程度したり、柔軟に実施内容を決定・見直しを図る